

1 三次元モデルの部分的活用

1-1 概要

三次元モデルの部分的活用とは、安全管理・施工管理・工事説明など工事におけるいずれかの段階で、三次元モデルを作成し活用する工事をいう。

1-2 対象工種

全ての工種を対象とする。

1-3 発注方式

三次元モデルの部分的活用の発注は、次の方式によるものとする。

<受注者希望型>

全ての発注工事を対象とし、受注者からの希望により三次元モデルを部分的に活用する工事に適用する。

1-4 三次元モデルの部分的活用の実施に関する協議

受注者は、契約後、三次元モデルの部分的活用に関する具体的な内容について、様式-1の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に三次元モデルの部分的活用を行うことができる。

1-5 三次元モデルの部分的活用の実施推進のための措置

<工事成績評定における措置>

三次元モデルの部分的活用を実施した場合、創意工夫における【その他】「その他」において評価するものとする。記載する理由は、「三次元モデルの部分的活用」とする。

なお、三次元モデルの部分的活用実施工事において、三次元モデルの部分的活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下を標準として減点を行うものとする。

(1) 受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により三次元モデルの部分的活用が実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

また、総合評価落札方式による業者選定時に、受注者からの申請に基づき三次元モデルの部分的活用を行うことで評価を行った工事において、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、入札説明書（別紙-1）および特記仕様書に記載のとおり工事成績評定を減ずる措置を行うものとする。

1-6 工事費の積算

三次元モデルの部分的活用にかかる経費について契約変更は行わない。

1-7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

2 建設現場の遠隔臨場

2-1 概要

建設現場の遠隔臨場（以下「遠隔臨場」という。）とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」や「立会」を行うものである。実施要領は以下に定める。

- ・建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（令和3年1月）

2-2 対象工種

全ての工事を対象とする。

2-3 発注方式

遠隔臨場は、次の方式により発注する。

(1) 発注者指定型

発注者が指定した工事に適用する。

(2) 施工者希望型

受注者からの希望により遠隔臨場を実施する工事に適用する。

2-4 遠隔臨場の実施に関する協議

受注者は、実施要領に基づき、適用種別（「段階確認」、「材料確認」や「立会」）、機器構成・仕様および実施記録の方法について監督職員と協議を行い、協議が整った場合に施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるものとする。

2-5 遠隔臨場に係る器類の調達

受注者は、施工計画書に基づき、遠隔臨場を実施するために必要な ICT 機器類を調達する。

2-6 遠隔臨場の実施推進のための措置

＜工事成績評定における措置＞

遠隔臨場を実施した場合、創意工夫における【その他】「その他」において評価するものとする。記載する理由は、「建設現場の遠隔臨場の実施」とする。

なお、遠隔臨場実施工事において、遠隔臨場を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下を標準として減点を行うものとする。また、遠隔臨場の実施を途中で中止した工事についても同様な評価を行うものとする。

(1) 発注者指定型

受注者の責により遠隔臨場が実施されない場合は、契約事項の不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

(2) 受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により遠隔臨場を実施するため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

2-7 工事費の積算

発注者指定型および受注者希望型ともに、遠隔臨場の実施にかかる経費については別途計上しない。

2-8 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

3 その他 ICT の活用

3-1 概要

ICT 活用工事、ICT 建設機械による施工、三次元モデルの部分的活用、建設現場の遠隔臨場の実施以外の ICT 施工技術を活用し施工の効率化、品質または安全性の向上を図る工事をいう。

3-2 対象工種

全ての工事を対象とする。

3-3 発注方式

その他 ICT の活用の発注は、次の方式によるものとする。

<受注者希望型>

受注者からの希望によりその他 ICT 施工技術を活用する工事に適用する。

3-4 その他 ICT の活用の実施に関する協議

受注者は、契約後、その他 ICT の活用に関する具体的な内容について、様式-1 の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合にその他 ICT の活用を行うことができる。

3-5 その他 ICT の活用実施の推進のための措置

<工事成績評定における措置>

その他 ICT の活用を実施した場合、創意工夫における【その他】「その他」において評価するものとする。採用する ICT 活用技術により評価する適宜理由を記載する。

なお、その他 ICT の活用工事は、工事契約後の受注者からの提案によりその他 ICT の活用を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

3-6 工事費の積算

その他 ICT の活用にかかる経費について契約変更は行わない。

3-7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。